

奄美市不妊治療費等助成制度のご案内

奄美市では、不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療費と特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための通院に要する交通費・宿泊費の一部を助成します。

対象となる治療費

1. 特定不妊治療…体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したか卵が得られない等のため中止したもの
2. 一般不妊治療…人工授精、タイミング療法、排卵誘発法
3. 不育治療



対象となる旅費

鹿児島県が実施する「鹿児島県不妊治療費助成事業」の助成決定を受けられた方で鹿児島県本土までの交通費(9往復上限)と宿泊費(15泊上限)となります。

※特定不妊治療のみとなります。

対象となる方

以下の全てに該当される方

- 戸籍上の夫婦で、医師による不妊・不育治療を行っている方
- 奄美市に3ヶ月以上、夫婦共に居住されている方
- 各種健康保険に加入されている方
- 治療対象者(女性のみ)が**44歳未満**(治療開始時)の方
- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、**年齢要件**を緩和します。
- 市税等の滞納がない方

助成の額及び期間

【治療費】

1. 特定不妊治療…治療費の2分の1の額(1年度20万円上限)
 2. 一般不妊治療…治療費の2分の1の額(1年度 5万円上限)
 3. 不育治療…治療費の2分の1の額(1年度 5万円上限)
- ☆助成期間は、初回の助成年度を初年度とし、通算5年間。ただし、助成を受けていない年は、通算期間に含まない。
- ※特定不妊治療については、鹿児島県の不妊治療費助成金を除いた後の治療費の2分の1となります。

【旅費等】

- 鹿児島県本土までに要した交通費(基準額)及び宿泊費(1泊の上限額5,000円)の3分の2の額
- ☆助成期間は、鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の助成期間による。

所得要件

【治療費】

所得要件はありません。

【旅費等】

鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱の所得要件による。

申請に必要な書類

【治療費】

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②受診等証明書(第2号様式or第3号様式)
- ③請求書
- ④保険証のコピー(夫婦共)
- ⑤助成金振込先の通帳のコピー(申請者名義)
- ⑥治療費の領収書のコピー

【旅費等】…上記書類以外に下記の書類が必要です。

- ⑦旅費等の内訳書
- ⑧鹿児島県の不妊治療決定通知書のコピー
- ⑨鹿児島県の不妊治療受診等証明書のコピー
- ⑩交通費・宿泊費の領収書等

申請期限

【治療費】

治療終了後、1年以内。

【旅費等】

鹿児島県不妊治療費助成事業の交付決定後、1年以内。

問い合わせ先

- 奄美市名瀬総合支所 健康増進課 0997-52-1111
 - 奄美市住用総合支所 市民福祉課 0997-69-2111
 - 奄美市笠利総合支所 いきいき健康課0997-63-1111
- ※鹿児島県不妊治療費助成事業については、名瀬保健所までお問い合わせください。(TEL 0997-52-5411)